

**「人と自然の息吹が
未来を奏でる
笑顔あふれるまち」
を目指して**



**東村・吾妻町の
新しい町づくり計画**

**東 吾 妻 町
令和3年3月（計画変更）**

**東 吾 妻 町
平成28年3月（計画変更）**

**東村・吾妻町合併協議会
平成17年3月**

東村・吾妻町

新町建設計画



平成17年3月

東村・吾妻町合併協議会

東吾妻町
平成28年3月（計画変更）

東吾妻町
令和3年3月（計画変更）

目 次

はじめに（追記あり）	1
I 序論	2
1 合併の必要性	2
2 合併の効果と留意点	6
3 計画策定の方針（変更箇所あり）	10
II 両町村の概況	12
1 両町村の現況	12
2 関連計画の把握	24
3 住民アンケート調査結果	27
4 新町の主要課題	29
III 主要指標の見通し（変更箇所あり）	31
1 人口	31
2 世帯	31
IV 新町の基本方針	33
1 新町の将来像	33
2 新町の基本目標	34
3 新町の土地利用方針	37
V 新町の施策	38
1 施策の体系	38
2 安全で暮らしやすさが響くまち	39
3 自然とうるおいがこだまする環境のまち	42
4 大地の恵みで活力ある産業のまち	45
5 元気な声が響く笑顔あふれるまち	49
6 豊かな心を育む学びと文化のまち	53
7 住民が主役のみんなで創るまち	57
VI 新町における群馬県事業の推進	60
VII 公共施設の統合整備と適正配置	61
VIII 財政計画（変更箇所あり）	62

はじめに

今日、私たちを取り巻く社会経済環境は、日常生活圏の拡大、住民ニーズの高度化・多様化、財政状況の悪化、少子高齢化と人口減少社会の進行など大きく変化してきており、市町村も「昭和の大合併」から半世紀を経過して、これまでどおりの規模やシステムでは、これらの課題に対応していくことが難しくなっています。

今、なぜ市町村合併の問題が全国で議論されているかといえば、これらの社会情勢の変化に対応し、「自己責任」と「自己決定」による自立した自治体運営を行っていくために、市町村合併が有効な手段とされているからです。

地方分権時代の地域づくりの主役は住民の皆様です。合併もまた住民が主役の合併でなければなりません。

この時代の大きな転換期を迎えている現在、東村、吾妻町（以下「両町村」という。）は合併を協議しています。

この建設計画は、東村、吾妻町を一体的なまちとしてとらえ、どのようなまちが望ましいかを、両町村の現況と特性や両町村の総合計画、住民アンケート調査などをもとにまとめたものです。

そして、このまちづくり計画案は、長期的な将来を展望したもので、合併後おおむね10年後を見通したものとします。

平成17年3月

東村・吾妻町合併協議会

このまちづくり計画について、市町村の合併の特例に関する法律などに規定される特例措置の実施期間が5年間延長されたことに伴い、合併後おおむね15年後（平成32年度まで）を見通したものに變更します。

平成28年3月16日議決

東吾妻町（計画変更主体）

平成18年3月27日設置

平成30年4月25日に東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、合併特例債の起債可能期限が延長されたため、合併後おおむね20年後（令和7年度まで）を見通したものに變更します。

令和3年3月16日議決

東吾妻町

I 序論

1 合併の必要性

(1) 社会潮流からの合併の必要性

① 日常生活圏の拡大

住民の生活圏や企業の経済圏は、自動車社会の急速な進展と高速交通網の整備などにより、行政区域を越えて飛躍的に拡大しています。

また、IT（情報通信技術）が急速に普及し、ITを活用した新ビジネスの展開や、高度情報基盤の整備による行政区域内でのサービス水準の格差解消が期待されています。

こうした日常生活圏・経済圏の拡大とITの急速な発展に対応した行政体制の充実が求められています。

② 地方分権社会の進展

地方分権時代を迎え、これからの市町村は、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かし、主体的に行政を進めていくことが必要になります。国から県へ、県から市町村へと事務や権限が委譲されていますが、住民生活に密着したより多くの権限委譲に対応するため、行政体制や財政基盤を充実強化し、自治体としての政策形成能力を高めることが求められています。

③ 少子高齢化の進行

現在、わが国では、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予想を上回るスピードで少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子・高齢社会が到来しようとしています。また、これに伴い、わが国の総人口も平成18年頃をピークに減少に転じると見込まれています。

このような少子・高齢化の急速な進行は、社会経済のあり方に大きな影響を及ぼし、特に、保健・医療・福祉といった分野での行政の役割や負担がますます大きくなることが予想されます。このため、それらに対応した行財政力の強化や、専門的で高度なサービスを安定的に提供できる体制づくりが急務となっています。

④ 財政の悪化と行財政改革

国と地方を合わせた債務残高が、平成 15 年度末には約 686 兆円に到達するなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。そうしたなか、国では、国庫補助金等の削減や税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に推進する「三位一体改革」を実施しています。また、地方交付税制度についても、最低限の財源調整機能する方向で進められています。小規模自治体においては、大幅な財源不足を生ずるおそれもあり、このような状況の中で、行財政基盤を強化し、住民サービスの維持、向上を図るために、行財政の効率化や一層の行財政改革の推進が求められています。

(2) 地域特性からの合併の必要性

両町村は、豊かな自然や豊富な温泉などに恵まれた農山村地域であるとともに、歴史・文化的にも共通の地域として発展してきました。

その一方で、社会的潮流の変化の中、少子・高齢化の進行、情報化や国際化の進展、環境問題などの社会経済情勢の急激な変動、住民の生活意識や価値観の多様化・高度化といった新たな課題に対応するために、行財政の効率化、行政能力の向上への早急な対応が求められています。

両町村の合併は、これらの現状や課題に対する有効な対応策として考えられます。

① 財政基盤強化への対応

国や地方の財政状況は、厳しい状況にあります。両町村においても、財源の多くを国や県に依存しており、財政状況は同様の状況にあります。今後、国は交付税制度などや地方財政制度の見直しの検討をしており、安定した財源確保と効率的な行財政運営による、財政基盤の強化が求められます。

② 地方分権への対応

地方分権の推進の中で、地方自治体は、地域の特色を活かしながら、都市的基盤の魅力を伸ばしながら、地域間競争に生き残っていく必要があります。そのため、これまで国や県にあった権限を譲り受けることで自己決定権を拡充し、住民が望む専門的かつ高度なサービスを、これまで以上に提供できる能力をつけることが求められます。

③ 総合的なまちづくり

今後の地方自治体は、財源と人材を確保し、それを自由に活用できる権限によって、総合的なまちづくりを行うことができるかが重要となってきます。それは、地方自治そのものを改革していくことであり、合併は地方自治改革の転機となるものです。

そこで、地方自治改革を推進するためには、両町村の特色を活かし、農業や観光を中心とした一体的な産業振興や生活環境の充実など、総合的なまちづくりを図ることが求められます。

④ 住民ニーズの多様化への対応

高学歴化や職業の多様化をはじめ、ゆとりや潤いあるライフスタイルの実現など、住民の価値観は、物の豊かさから、心の豊かさへと変化してきています。

また、住民の生活行動範囲は通勤・通学、買い物においても現在の行政区域を越えており、広域的・総合的な観点からのまちづくりが求められています。

⑤ 少子高齢化への取り組み

全国的な少子高齢化の流れは、両町村においても例外ではなく、今後、早いペースで少子高齢化が進展していくことになり、地域コミュニティの活力低下や保健・福祉・医療に対する行政需要の増大がますます進むと予想されます。

そのため、子育て支援や医療の体制の充実、多様な健康・福祉サービスなどを行うことのできる体制、若者定住の推進などに対する行政能力の向上が求められます。特に人口減少と急速な高齢化による過疎化の進行に歯止めをかけるため、若者が住みたいと思えるような産業・文化・生活環境等の早急な整備が求められています。

⑥ 住民の利便性が向上する行政サービス

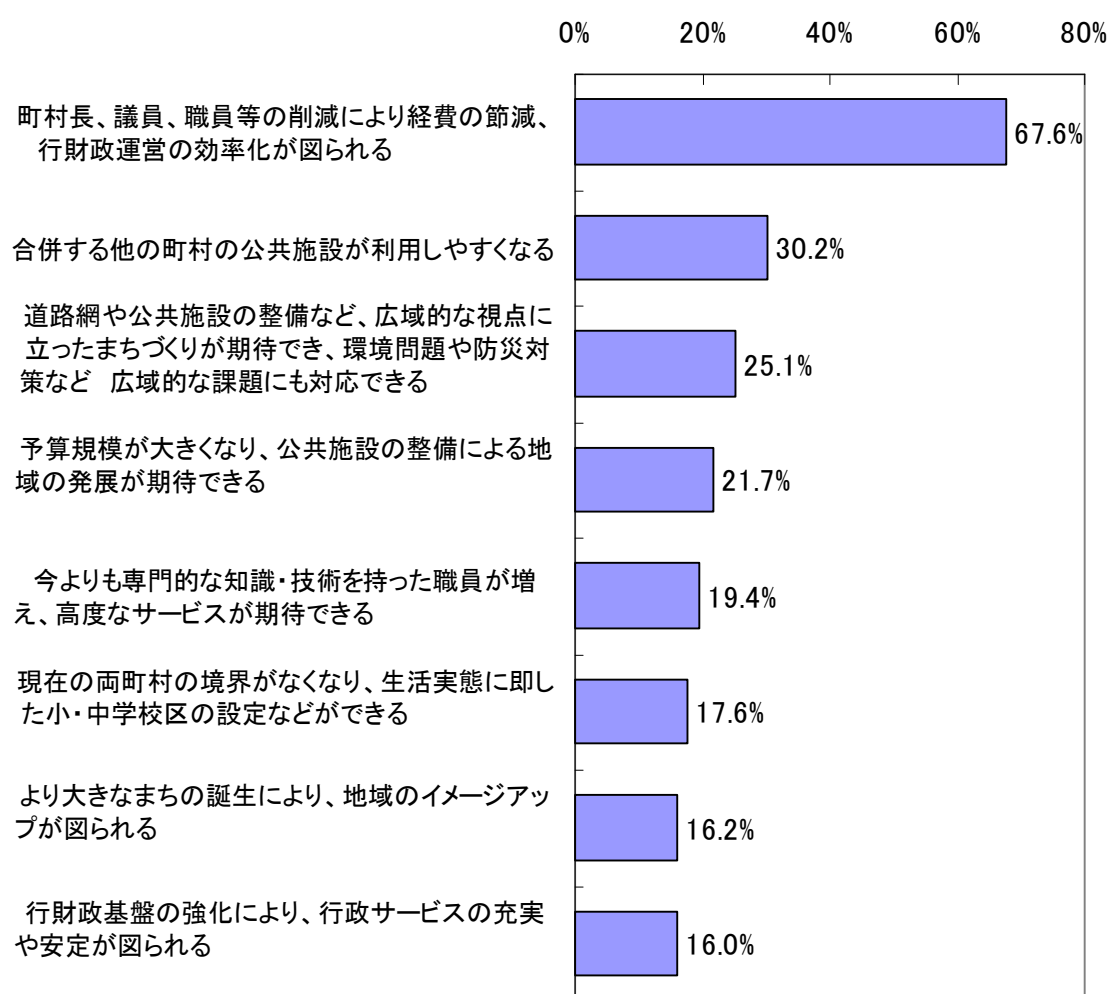
少子高齢化や住民生活の質的变化に対応していくためには、行財政運営の効率化を図りながら、医療・福祉をはじめ、都市基盤や生活環境、教育、産業など、住民生活を取り巻く各分野において、行政区域を越えた広域的な観点に立ったまちづくりが求められます。

2 合併の効果と留意点

(1) 合併の効果

本計画の策定のため実施した住民アンケート調査を踏まえ、両町村の合併による効果は以下のように整理されます。

住民アンケート調査結果（設問：合併により期待すること）



① 財政運営の効率化

- ・合併により、財政規模が拡大し、弾力的な財政運営や資金運用が可能になります。
- ・特別職や議会議員が削減され、さらに、両町村の職員の削減により、経費の削減が可能になります。
- ・合併特例法により、15年間は地方交付税の特例措置がなされるとともに、合併特例債の活用による事業が実施可能となります。
- ・電算などの運営経費は、システムの統合が図られ、基本的な保守管理の経費の削減が期待できるなど、合併によるスケールメリットにより、義務的経費等の削減効果が見込まれます。

② 行政運営の効率化

- ・総務や企画などの管理部門や各種委員会については、これまでの両町村分を一元化することにより、複雑・多様化する住民ニーズに対応する組織の再編と人材の適性配置が可能となります。
- ・両町村の各種委員会や附属機関などを合併により一本化することにより、専門的かつ効率的な運営が図れます。

③ 行政サービスや住民の利便性の向上

- ・通勤・通学や買い物などの住民の生活行動は、現在の行政区域を越えている状況にあり、両町村の境界がなくなることにより、利用可能な窓口が増加するとともに、文化や福祉、スポーツなどの公共施設の相互利用が可能となり、利便性が図れます。

④ 施設などの基盤整備の充実

- ・地域全体の均衡ある発展と地域の課題や住民ニーズなどを踏まえた、新しい交流拠点の整備や産業振興などに、将来の健全財政運営を踏まえ、重点的に投資することが可能となります。

⑤ 広域的な観点に立ったまちづくり

- ・両町村が個別に整備を進めてきた道路については、新町内を有機的に結ぶ一体的な整備が可能となります。
- ・環境問題では、広域的な視点による取り組みにより、公害に対する規制や地球温暖化対策などを広域的に実施することが可能となります。

⑥ 教育環境の整備と教育文化水準の向上

- ・多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、住民が日常的に生涯学習活動を行うことができる施設の整備が可能となります。また、地域交流が拡大され人材の広がりとともに、広範なイベントや研修会の開催が可能となり、生涯学習の活性化が図れます。

⑦ 住民と行政の協働による新しいまちづくりの実現

- ・住民と行政が協働してまちづくりに取り組むため、合併をきっかけとして、住民自治の確立に向けた新しい住民参加システムを構築することにより、今後の社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応していくことが可能となります。

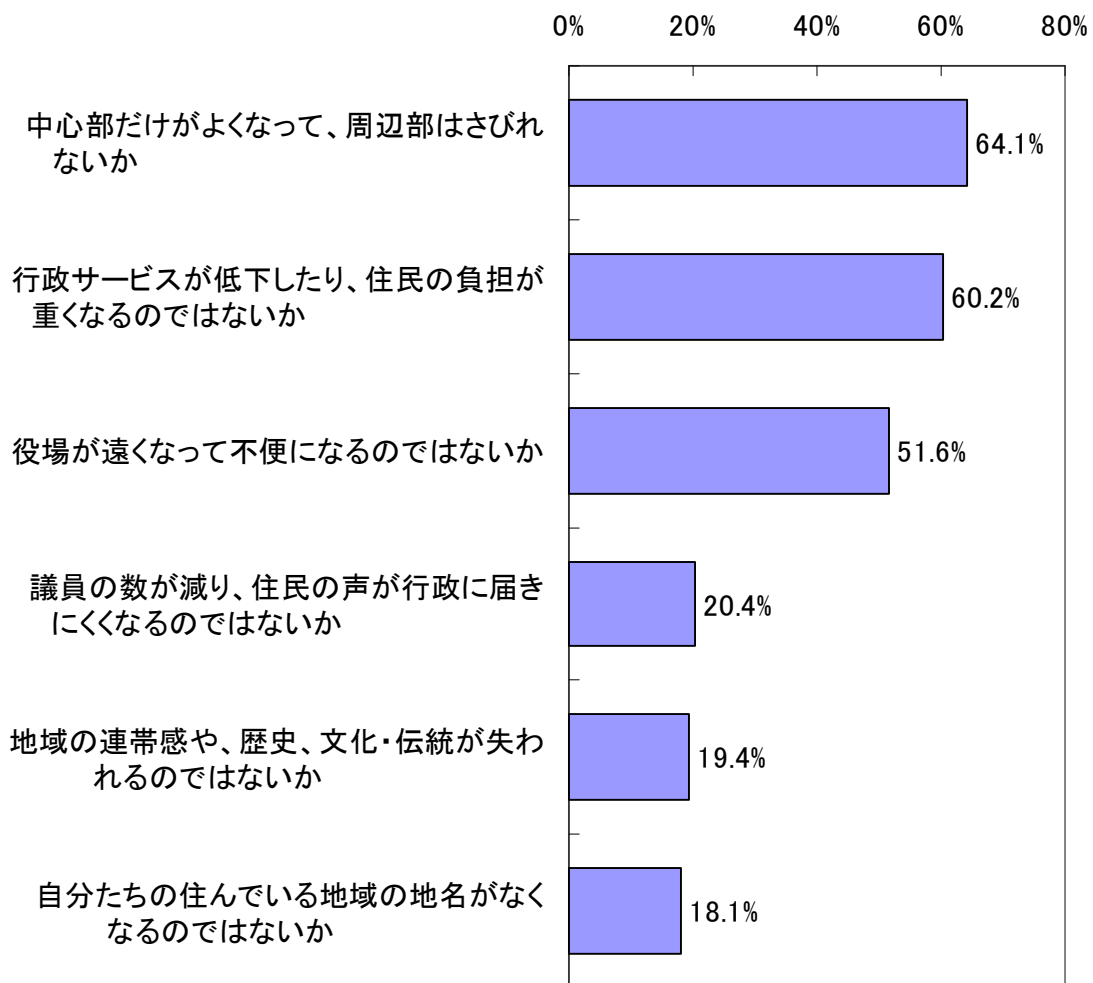
⑧ 住民と行政の意識改革によるまちづくり

- ・行政運営の効率化を図り新しい時代に対応できるまちづくりを目指し、行政職員一人ひとりが創意工夫をこらし、行政のプロとしての自覚を持つといった意識改革が必要です。また住民一人ひとりが担うべき役割を認識し、行政と住民が協力し地域課題を解決していくことが求められています。

(2) 合併における留意点

住民アンケート調査の結果では、住民が合併に対して感じている不安は以下のようになっています。合併を進めていくうえでは、これらの不安を解消するための対策を講じる必要があります。

住民アンケート調査結果（設問：合併により心配すること）



3 計画策定の方針

本計画は、以下の方針に基づき作成します。

(1) 計画の趣旨

本計画は、合併特例法（市町村合併の特例に関する法律）に基づき、両町村が合併を通じて新しいまちを建設していくにあたり、基本方針を定めるとともに、基本方針に基づく主要施策を定めて、その実現を図ることにより、合併後の新しいまちの速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上をめざすものです。

また、新しいまちの進むべき方向を詳細かつ具体的に示した内容については、新しいまちにおいて策定する総合計画（基本構想、基本計画）などに委ねます。

(2) 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共施設の統合整備と適正配置及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共施設の統合整備と適正配置及び財政計画は、主要な施策の推進に要する財源や、市町村の合併の特例に関する法律などに規定される特例措置が適用される期間などを勘案し、平成18年度から令和7年度までの20年間とします。

(4) 計画の区域

東村及び吾妻町の全区域を本計画の区域として定めます。

(5) 計画作成における留意点

- ① 両町村を一体的な町と捉え、現状と課題を踏まえた上で、合併の効果が最大限発揮できるような計画とします。
- ② 単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とします。
- ③ これまで両町村で行っている事業等については、原則として継続の方向で調整するものとし、両町村の総合計画や国・県の上位計画等との整合性を図りながら、真に新町の発展に資する事業を検討し、年次計画に基づく着実な計画とします。
- ④ 本計画は、健全な財政運営に努めることとし、財政計画においては、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成します。
- ⑤ 公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施します。
- ⑥ 新町の事務組織及び機構については、行政課題を迅速かつ的確に対応できる組織・機構となるよう職員の適正配置と機構改革をおこなうものとし、
- ⑦ 地域格差が生じないよう支所等の設置や地域振興を協議できる組織等を検討し、効率的な行政運営が図られるよう留意します。

Ⅱ 両町村の概況

1 両町村の現況

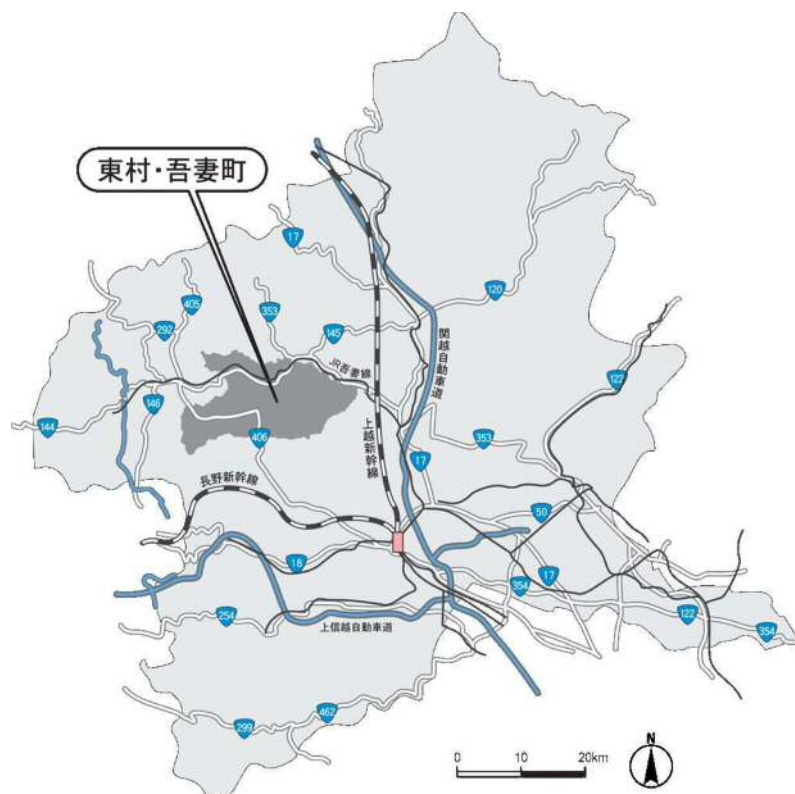
(1) 位置と地勢

新町は、群馬県の中西部に位置し、北は中之条町と小野上村、東は渋川市と伊香保町、南は榛名町と倉淵村、西は長野原町と六合村に接しています。また、県庁所在地の前橋市へ約 40km（車で約 1 時間）、高崎市へ約 50km（車で約 1 時間 20 分）、東京都心まで約 170km（関越自動車道を利用して約 3 時間）の距離にあります。

面積は 253.65k m²となっています。

鉄道では、渋川と草津を結ぶ J R 吾妻線が通り、J R 上越線を経由して高崎で上越新幹線に接続しています。また、道路では、両町村を直接結ぶ県道渋川吾妻線、高崎市や草津町へ通じる国道 406 号や県道高崎・榛名・吾妻線また現在整備中の高規格道路（上信自動車道）や国道 353 号で関越自動車道渋川伊香保インターチェンジと結ばれ、鉄道・道路とも、約 40 分で高速交通網の利用が可能です。

両町村の位置



両町村の主な地域指標

町村名	人口 (人)	面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)	世帯数 (世帯)	産業別就業者数(人)			
					第1次	第2次	第3次	計
東村	2,450	33.45	73.2	663	224	356	686	1,266
吾妻町	15,239	220.20	69.2	4,826	1,652	2,422	3,740	7,814
両町村計	17,689	253.65	69.7	5,489	1,876	2,778	4,426	9,080

資料：平成12年国勢調査他

(2) 自然環境

両町村とも榛名山の北麓に位置し、榛名山系を源とする湧水や緑豊かな環境に恵まれています。

吾妻町が岩櫃山や浅間隠山などの大小の山々の点在する起伏の多い山岳高原であり、東村は榛名山麓の斜面地と吾妻川沿いの河岸段丘に形成され、大部分が傾斜地となっています。また、吾妻川が東西に流れ、温川や箱島湧水などの清流に恵まれた緑と溪谷の美しい自然景観を形成しています。

気候的には、標高差と複雑な地形により地域差がありますが、積雪は少なく、年間を通して比較的過ごしやすい気候風土となっています。

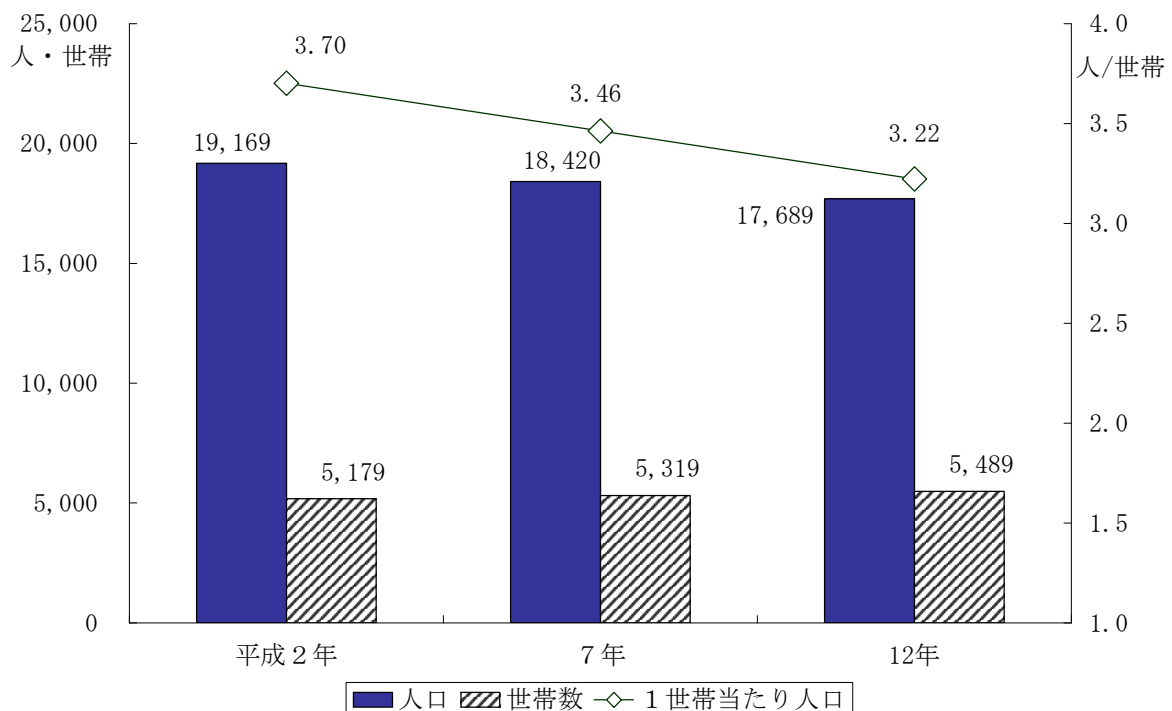
(3) 人口・世帯

平成12年の国勢調査によると、両町村の合計人口は、17,689人で、10年前（平成2年）の19,169人に比べて1,480人の減少となっています。

両町村の合計世帯数は、平成12年が5,489世帯で、10年前（平成2年）の5,179世帯に比べて310世帯の増加となっています。また、1世帯当たりの人口は、平成12年が3.22人で、10年前（平成2年）の3.70人に比べ0.48人減少しています。

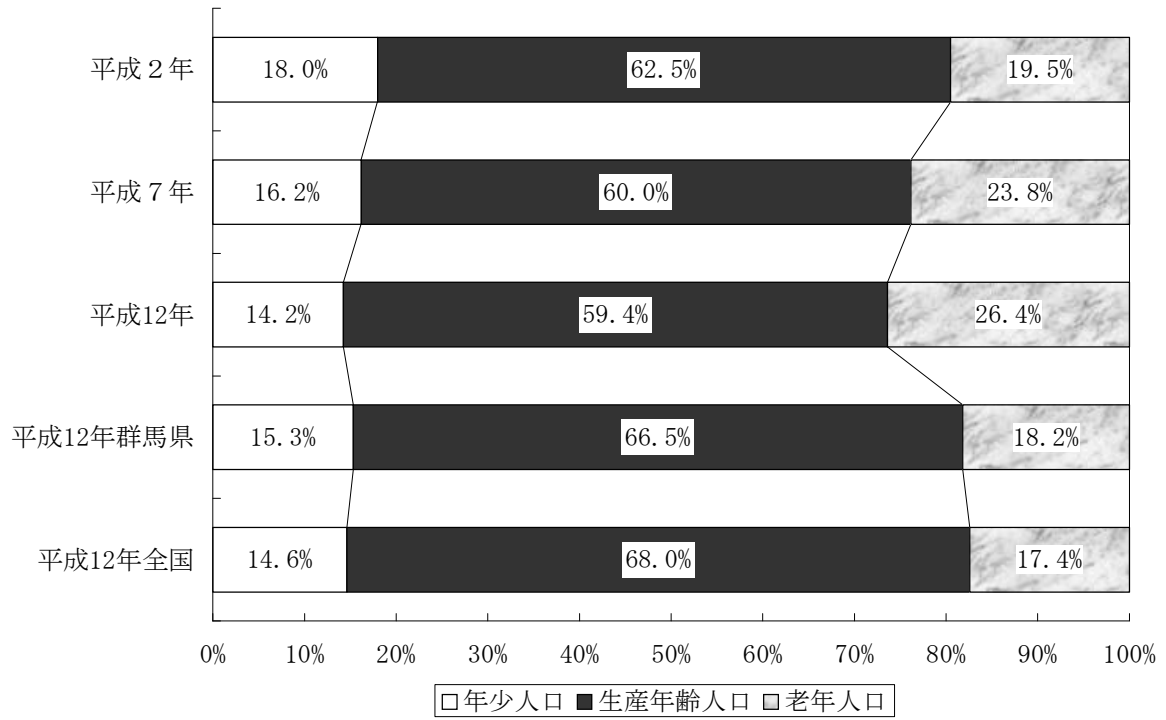
両町村の年齢別の人口は、平成12年では、年少人口（0～14歳）が14.2%、生産年齢人口（15～64歳）が59.4%、老年人口（65歳以上）26.4%となっています。10年前（平成2年）と比べると年少人口が3.8%減少し、老年人口が6.9%増加しており、また、群馬県平均と比べると平成12年で年少人口が1.1%下回り、老年人口が8.2%上回っています。

両町村の人口・世帯の推移



資料：国勢調査

両町村の年齢構成比



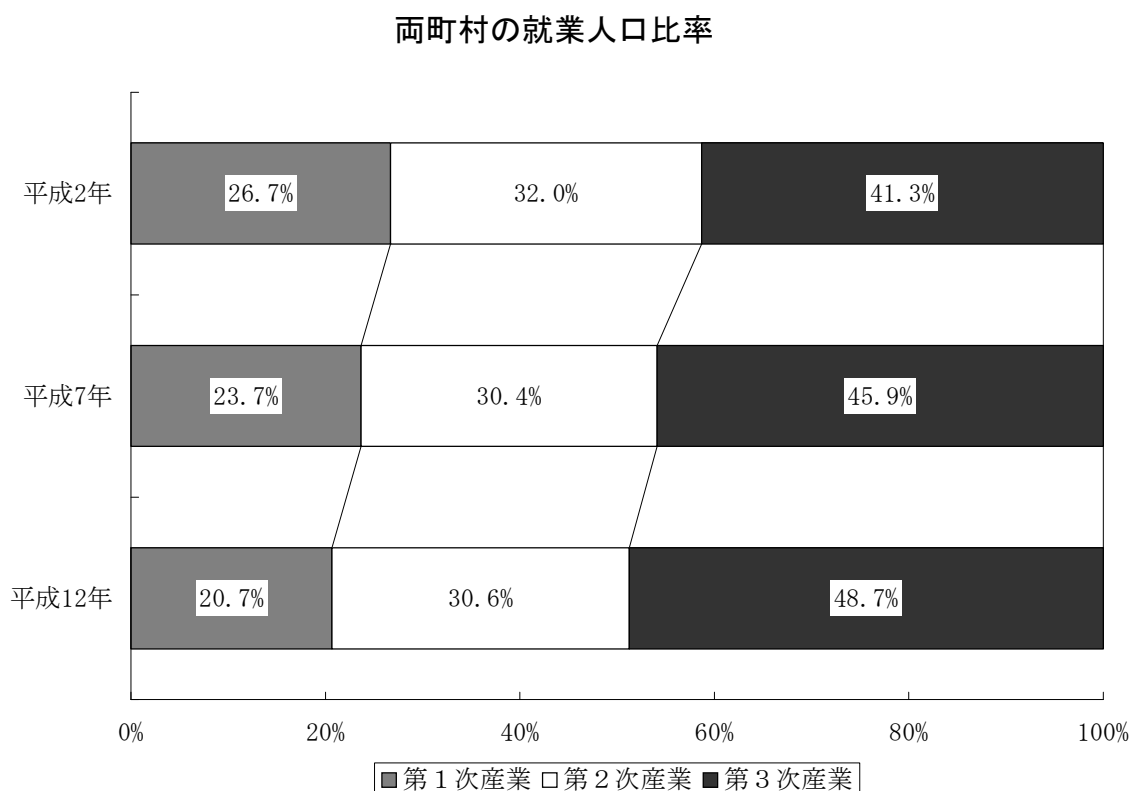
資料：国勢調査

(4) 産業

① 産業構造

国勢調査によると、両町村の就業人口比率では、第1次産業が、平成2年の26.7%から平成12年の20.7%に減少し、第2次産業も、平成2年の32.0%から平成12年の30.6%に減少し、第3次産業は、平成2年の41.3%から平成12年の48.7%に増加しています。

また、産業の各指標を県内での水準でみると、両町村は農業の水準が高くなっています。



資料：国勢調査

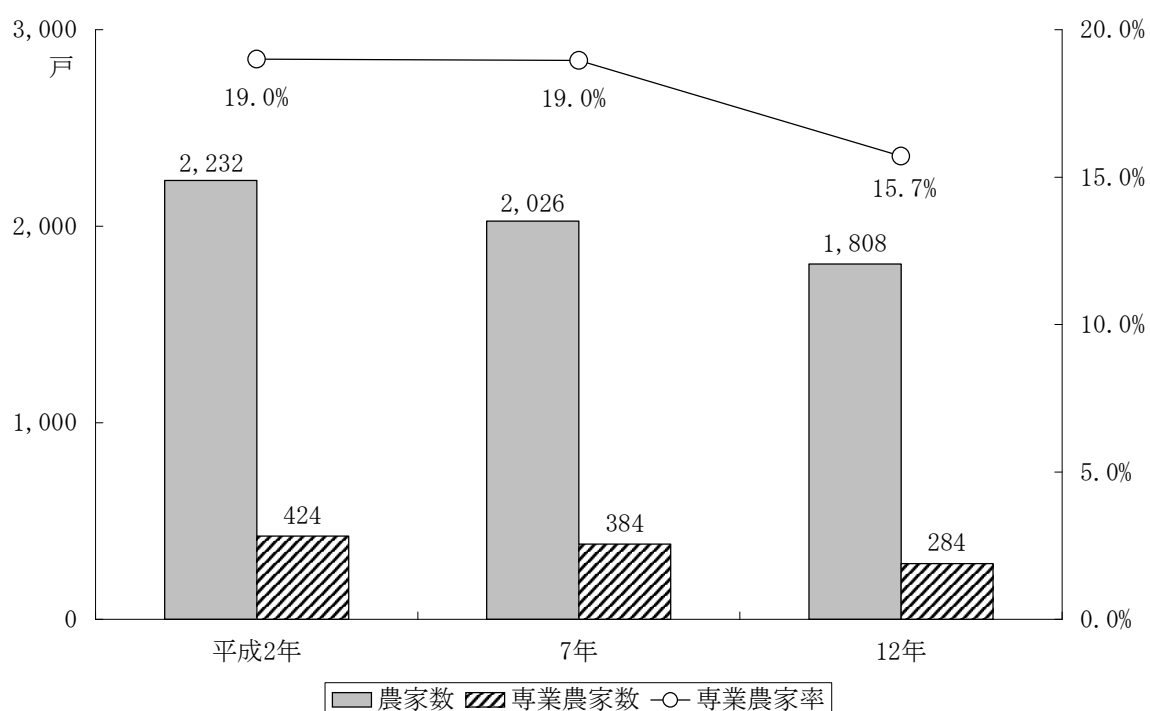
産業の各指標と県内での水準

区分		単位	両町村 合計	群馬県合計	県計に占める 両町村合計 の割合	出典
人口		人	17,689	2,024,852	0.9%	平成12年 国勢調査
農業	農家数	戸	1,808	47,984	3.8%	平成12年 農林業センサス
	専業農家数	戸	284	10,259	2.8%	
工業	事業所数	か所	38	7,516	0.5%	平成12年 工業統計調査
	従業員数	人	1,438	229,181	0.6%	
	製造品出荷額等	億円	310	77,786	0.4%	
商業	商店数	店	257	29,560	0.9%	平成11年 商業統計調査
	従業員数	人	1,349	182,396	0.7%	
	年間販売額	億円	187	62,677	0.3%	
観光	観光入込数	万人	36	6,426	0.6%	平成14年 群馬県調査

② 農業

農林業センサスによると、両町村における平成12年の農家数は1,808戸、専業農家数は284戸、専業農家率は15.7%です。平成2年の農家数は2,232戸、専業農家数は424戸、専業農家率19.0%で、農家数、専業農家数、専業農家率とも減少しています。

両町村の農家数、専業農家数、専業農家率の推移

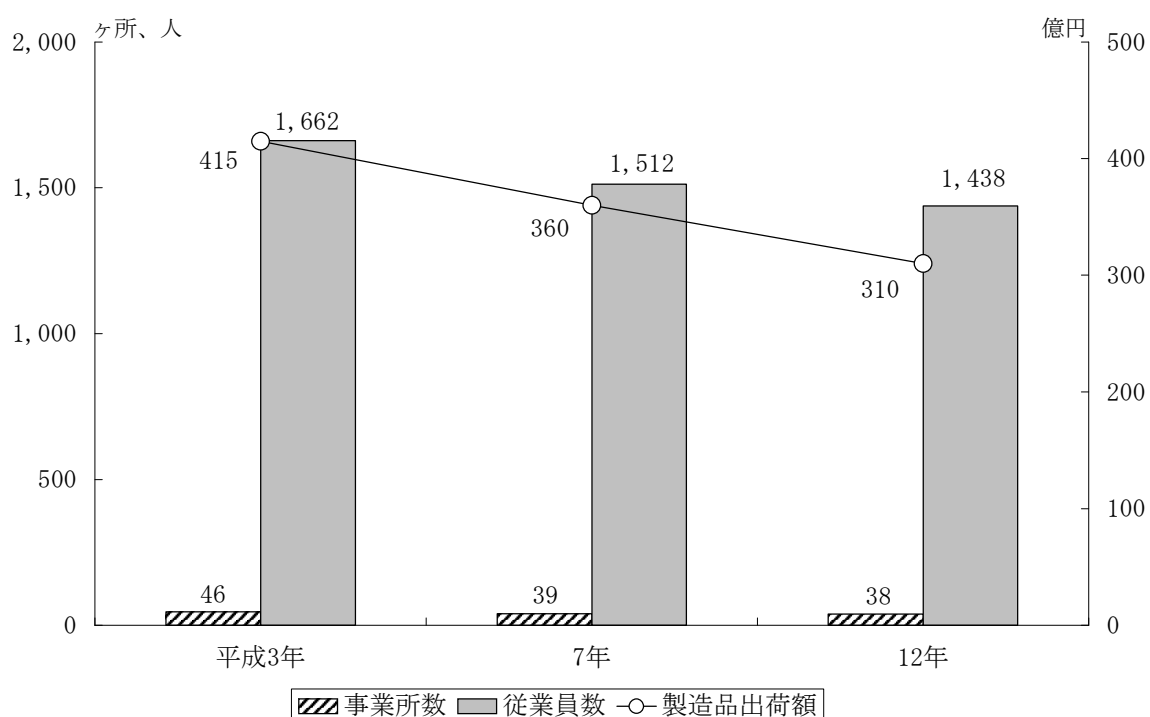


資料：農林業センサス

③ 工業

工業統計調査によると、両町村における平成12年の事業所数は38ヶ所、従業員数1,438人で、製造品出荷額は約310億円です。平成3年の事業所数は46ヶ所、従業員数1,662人で、製造品出荷額は約415億円となっており、平成3年と比べると事業所数、従業員数、製造品出荷額とも減少しています。

両町村の事業所数、従業員数、製造品出荷額の推移

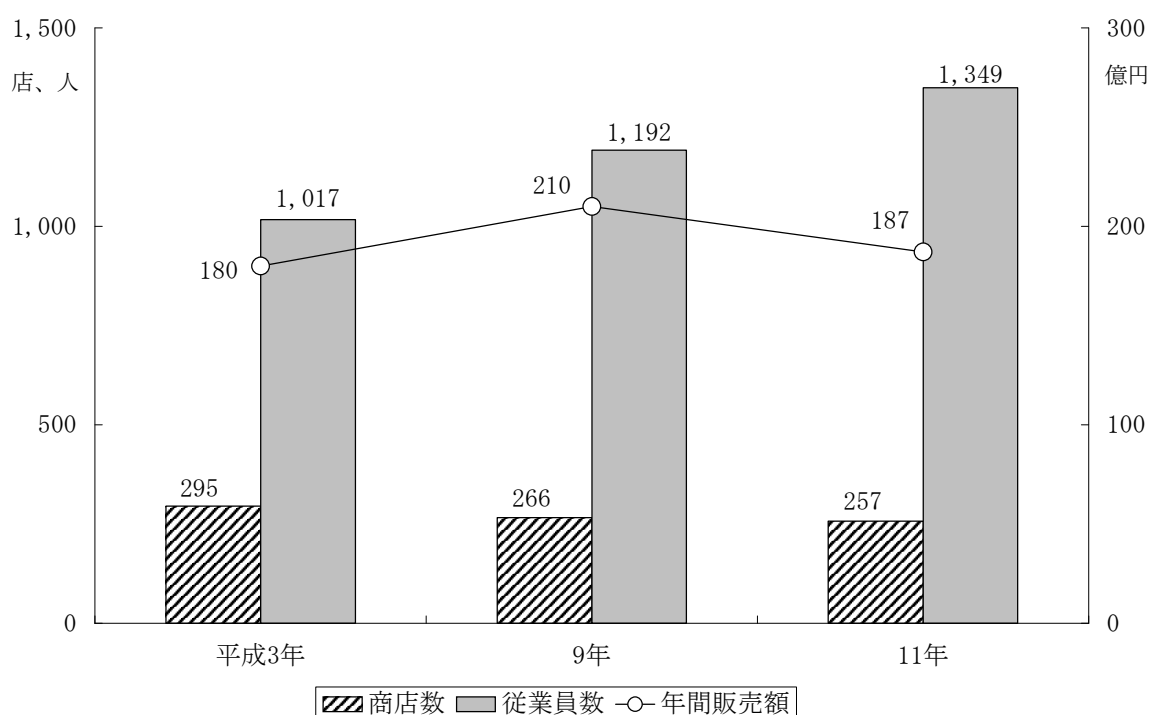


資料：工業統計調査

④ 商業

商業統計調査によると、両町村の平成11年の商店数は257店、従業員数は1,349人、年間販売額は約187億円です。平成3年の商店数は295店、従業員数は1,017人、年間販売額は約180億円となっており、商店数は減少していますが、従業員数は増加しており、年間販売額も増減はあるものの増加しています。

両町村の商店数、従業員数、年間販売額の推移

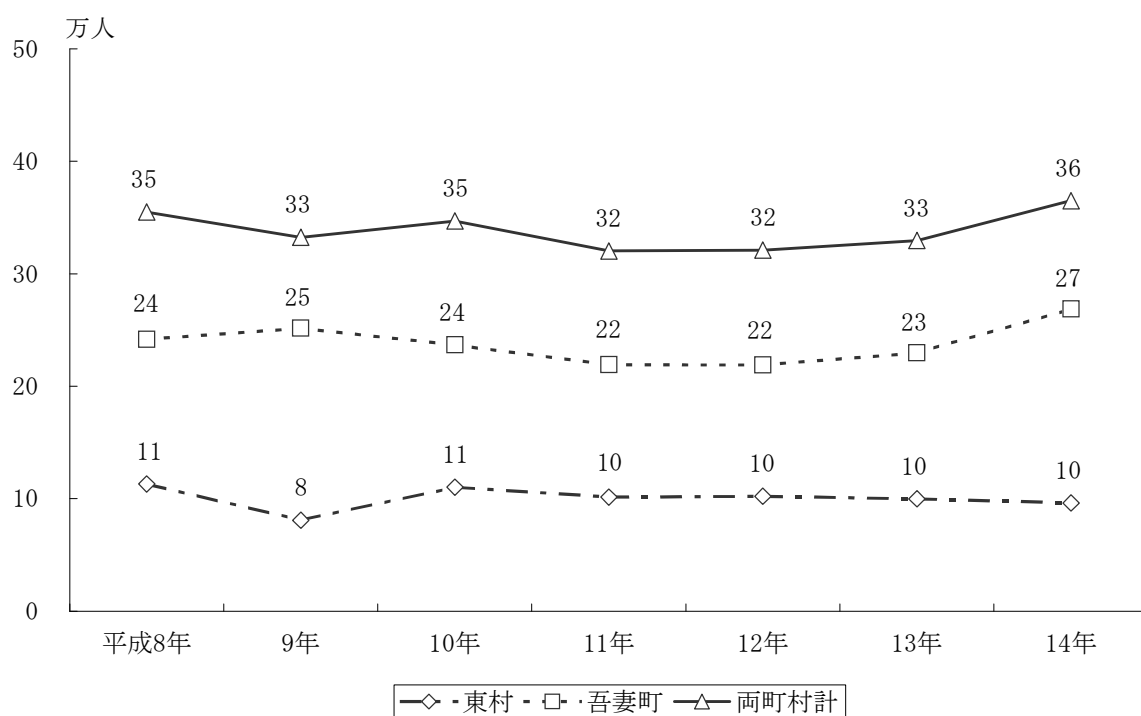


資料：商業統計調査

⑤ 観光

群馬県調査によると、両町村の平成14年の観光入込数は約36万人です。平成8年の観光入込数約35万人からは、増減はあるものの増加しています。

両町村の観光入込数

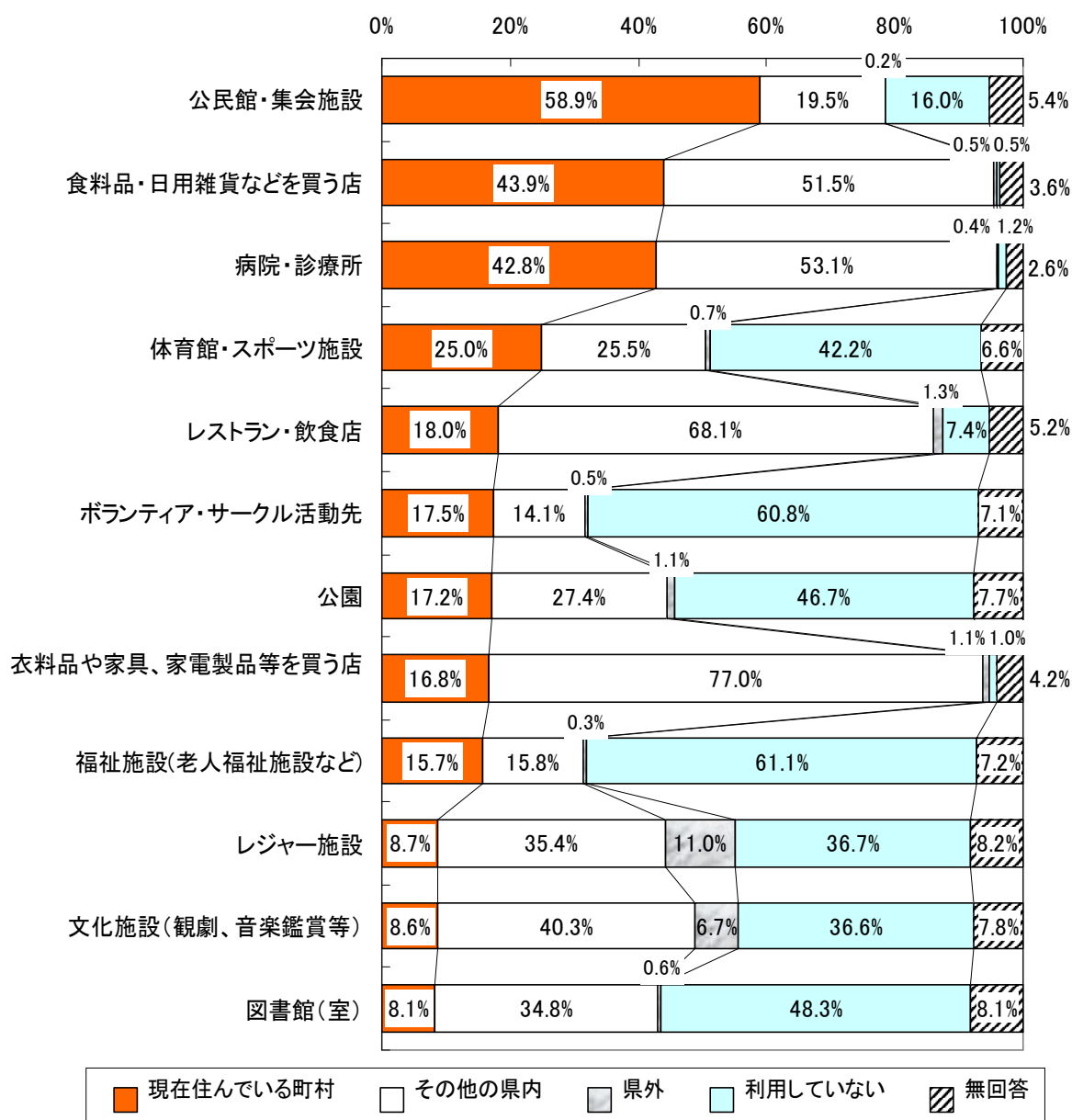


資料：群馬県調査

(5) 日常生活圏

住民アンケート調査によると、利用する施設については、「公民館・集会施設」と「ボランティア・サークル活動先」を除くと、両町村以外の施設を利用する比率が多くなっています。

住民アンケート調査（設問：利用する施設の所在地）



(6) 行財政状況

両町村の行財政指標をみると、平成16年4月1日で、議員数については、東村が10人、吾妻町が16人です。職員数は、東村が52人、吾妻町が212人です。

一方、平成15年度の普通会計の決算状況をみると、歳出総額は、東村が約17億円、吾妻町が約65億円となっており、地方債残高は、東村が約25億円、吾妻町が約81億円となっています。財政力指数は、東村が0.250、吾妻町が0.391で、経常収支比率は、東村が94.6%、吾妻町が89.4%です。公債費比率は、東村が18.2%、吾妻町が18.1%で、起債制限比率は、東村が11.9%、吾妻町が12.4%です。

両町村の行財政の指標

区分	両町村計	東村	吾妻町
議員数(人)	26	10	16
職員数(人)	264	52	212
歳入総額(千円)	8,530,592	1,840,969	6,689,623
歳出総額(千円)	8,183,971	1,707,550	6,476,421
地方債残高(千円)	10,658,438	2,510,756	8,147,682
財政力指数	-	0.250	0.391
経常収支比率(%)	-	94.6%	89.4%
公債費比率(%)	-	18.2%	18.1%
起債制限比率(%)	-	11.9%	12.4%

*資料：平成15年度普通会計決算状況

*議員数は平成16年4月1日現在

*職員数は全職員数（一般行政・教育・公営企業等）

*財政力指数：自治体の財政力を判断する指標。地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので、過去3年間の平均値を用いる。数値が高いほど財政力が高いと見られ、1を超えると普通地方交付税が不交付となる。

*経常収支比率：地方税などの経常一般財源収入のうち、人件費や借金の元利償還金（公債費）などの経常支出がどれだけにあたるのかを示す比率。この比率が高いほど、いわば多様なニーズに対応できない財政構造になっていることを意味し、財政の硬直化が進んでいることになる。通常80%を著しく超える地方自治体は財源構造が硬直化しているといわれ、経常的経費の抑制に努める必要がある。

*公債費比率：一般財源で支払う地方債元利償還額を標準財政規模で除したもので、財政構造の健全性（長期安定性）を示すものであり、この比率が高ければそれだけ後年度負担が大きいかを意味する。

*起債制限比率：総務省の地方債許可方針において定められた地方債の許可制限に係る指標で標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の3年間の平均値を用いる。公債費に充てられる特定財源や地方交付税により措置のある財源等を除く。この比率が20%以上になると、一般単独事業債の許可が制限される。

2 関連計画の把握

両町村の総合計画におけるまちづくりの方向性をみると、いずれの計画においても、豊かな自然環境の保全と共生や快適な生活環境、社会基盤整備、農業などを中心とした特色ある産業振興といった視点が見られるとともに、若者の定住化などの共通ビジョンが示されています。また、群馬県や広域においても、同じような視点が示されています。

群馬県総合計画 「21世紀のプラン」 (平成13年3月策定)	
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子・高齢社会を明るく元気に迎える ・ 美しい県土を未来に引き継ぐ ・ 健全な水環境をめざす ・ なだらかな財政運営をめざす ・ 信頼と責任のある県政を進める
大切な目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 感性を育む 2 ふるさとを愛おしむ 3 とともに支えあう 4 生き生きと働く 5 いのちを守る
身近な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物に触れる ・ 生き生きと学ぶ ・ 美しいふるさとをつくる ・ 快適な生活環境をつくる ・ 県民の足を守る ・ ふるさとの産業を育てる ・ “小さな単位”を育てる ・ 個性や差異を認めあう ・ 女性と男性が共同する ・ だれもが能力を發揮して働く ・ 産業の基礎的な体力を強める ・ 産業を支える技術力を高める ・ 新しい事業を起こす ・ 健康な生活を送る ・ 災害や犯罪から命や生活を守る ・ 安全な食料や食品を確保する ・ 水を育む ・ 地球の環境を守る

<p>第四次吾妻広域町村圏振興整備計画 (平成14年3月策定) 目標年次：平成22年度</p>	
対象地域	中之条町、東村、吾妻町、長野原町 嬭恋村、草津町、六合村、高山村
テーマ	「新世紀・新あがつまの創生」
五つの柱	<ul style="list-style-type: none"> ・定住環境の向上 ・保健・福祉・介護・医療・生活環境の向上 ・教育文化の向上 ・産業振興 ・行財政計画
振興項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の基礎的条件整備 ・都市的生活環境及び医療・福祉の整備 ・教育文化の環境整備 ・産業振興及び就業の場の確保 ・共同処理事務及び合理的行財政の確立

東村第二次総合計画 (平成8年3月策定) 目標年次：平成18年度	
将来像	<p>「人と自然の未来を拓く：あづま」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史・山村文化を活かした交流のある活力ある村 ・21世紀の村を担う人を育み、文化のある村 ・豊かな自然と共生し、生活基盤の整った快適な村
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・交流・観光を軸とした産業振興 ・文化・人材の育成 ・若者の定住化の促進 ・都市基盤・生活基盤の整備 ・高齢化社会への対応・福祉の向上 ・自然資源の保護・育成
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい機能的なむらづくり ・ふれあいと安らぎのある緑のむらづくり ・活力ある産業のむらづくり ・いきいきと暮せるむらづくり ・ふるさとに生きる緑と文化のむらづくり ・みんなで築く明日のむらづくり

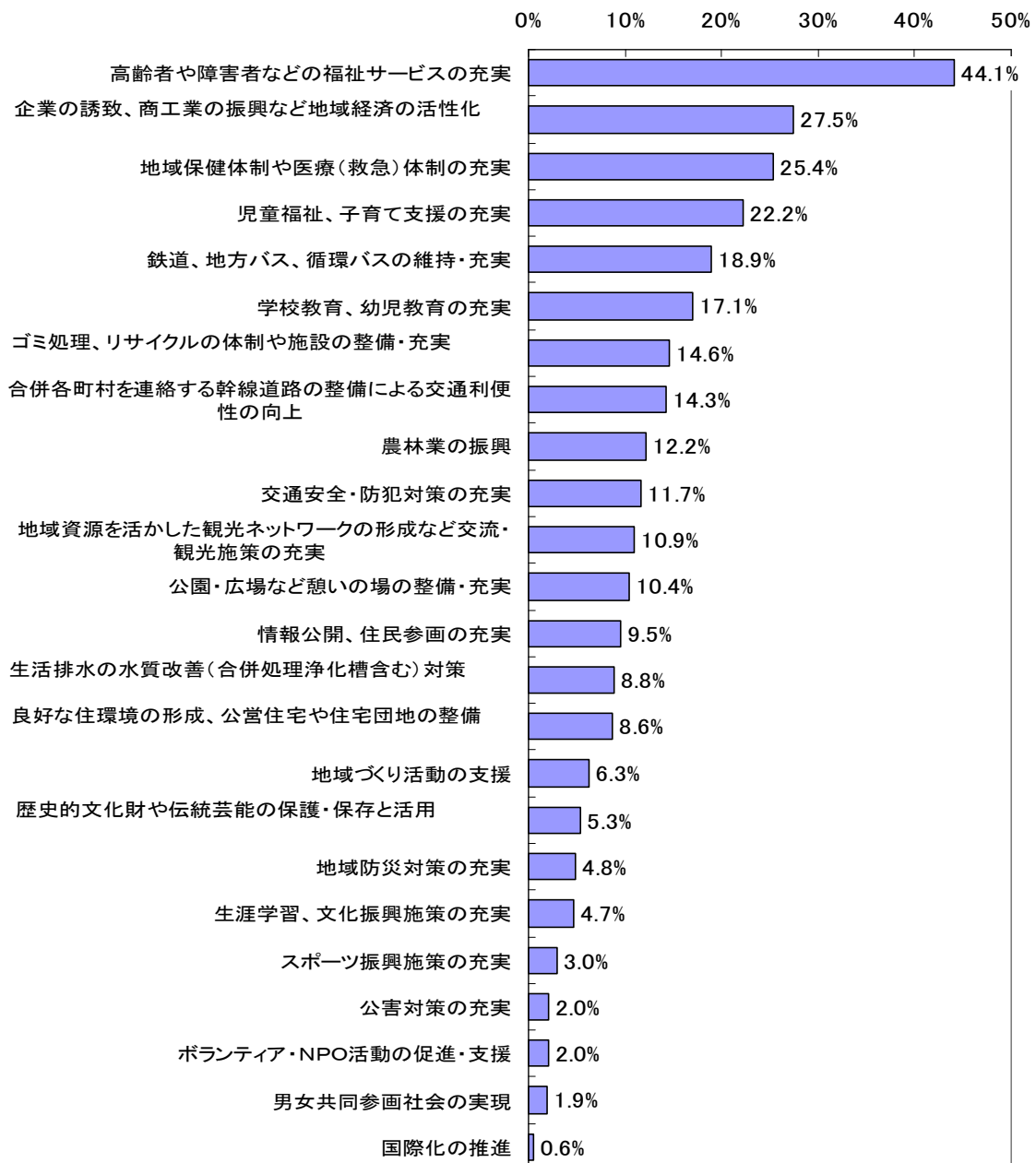
吾妻町第四次総合計画 (平成8年3月策定) 目標年次：平成17年度	
将来像	<p>「マイラブ・あがつま21」 ー太陽と緑と清流の吾妻町ー</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化に対応したまちづくり ・自然をいかしたまちづくり ・健康・福祉のまちづくり ・若者の定住化・Uターン促進のまちづくり ・交流の時代のまちづくり ・多様な住民ニーズに応えるまちづくり
プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・共生プランー森林・清流と共生するまちづくり ・福祉・安心プランー健康で安心して暮せるまちづくり ・居住・快適プランー快適な生活環境のまちづくり ・地域・整備プランー地域基盤の整備されたまちづくり ・産業・発展プランー豊かな産業の活気あるまちづくり ・文化・交流プランー文化創造・都市交流のまちづくり ・住民・共同プランー住民とともに取り組むまちづくり

3 住民アンケート調査結果

(1) 新しいまちの重点施策

「新しいまちの重点施策」では、「高齢者、障害者などの福祉サービスの充実」が 44.1%と最も多く、次いで「企業の誘致、商工業の振興など地域経済の活性化」が 27.5%、「地域保健体制や医療（救急）体制の充実」が 25.4%などとなっています。

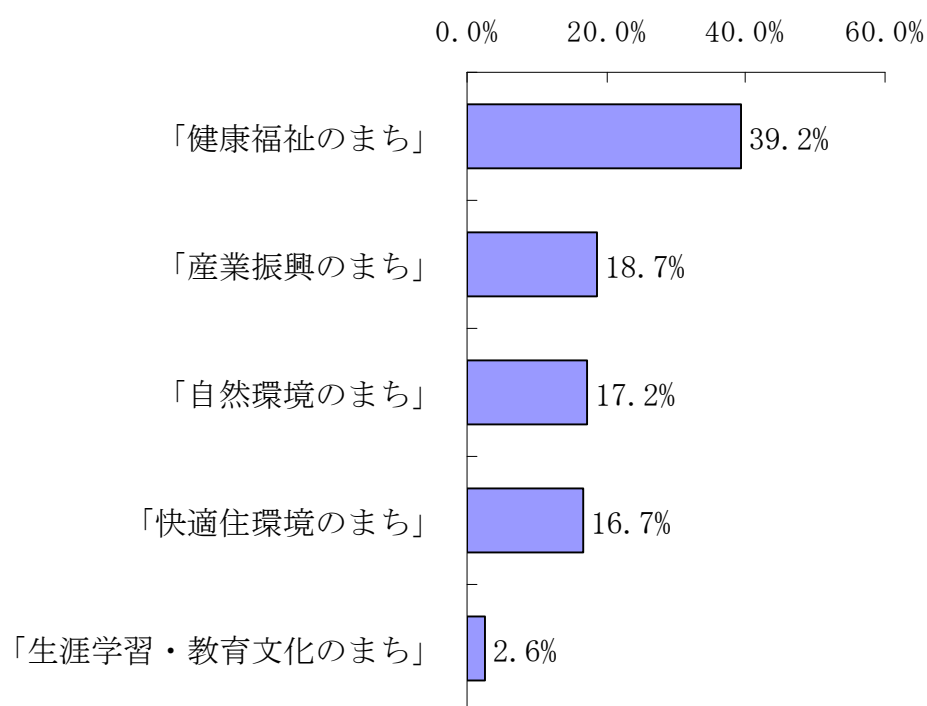
住民アンケート調査結果（設問：新しいまちの重点施策）



(2) 新しいまちの姿

「望ましい新しいまちの姿」では、「健康福祉のまち」が 39.2%と最も多く、次いで「産業振興のまち」が 18.7%、「自然環境のまち」が 17.2%などとなっています。

住民アンケート調査結果（設問：望ましい新しいまちの姿）



4 新町の主要課題

(1) 少子高齢化社会への対応

両町村の総人口は、減少傾向にあるとともに、少子高齢化が急激に進行しています。また、全国的な人口減少、高齢化といった社会潮流の中で、適正な人口バランスの維持、人口流入の推進を図るためにも、今後とも若年層・中堅層の定住促進を図っていく必要があります。

さらに、住民の「高齢者、障害者などの福祉サービスの充実」や「児童福祉、子育て支援の充実」に対する声も大きいことから、福祉施設の機能充実やユニバーサルデザインに配慮したハード・ソフト両面の施策展開を実施し、すべての人が安心して暮せる福祉のまちづくりを行う必要があります。

(2) 自然環境を活かした生活環境の整備

両町村は、吾妻川が東西に流れ、温川や箱島湧水などの清流に恵まれた水と緑と溪谷の美しい自然景観を形成しています。この豊かな自然環境を活かしながら、環境問題にも取り組み、各地域の特色を活かした快適な生活環境づくりが求められます。

また、住民の「鉄道、地方バス、循環バスの整備検討」や「合併各町村を連絡する幹線道路の整備による交通利便性の向上」に対する声が多いことより、鉄道・バスの利便性の確保や幹線道路・生活道路の整備など社会基盤の整備充実を図る必要があります。

(3) 産業の活性化

両町村では、農林畜産業や伝統産業などにより、発展してきましたが、今後は、住民の「企業の誘致、商工業の振興など地域経済の活性化」に対する声や若者の定住化推進のために、農林畜産業などの地域資源を活用した製造業や観光の振興、起業や新分野進出への支援を図ることが求められます。

(4) 新町内連携強化と広域交流の促進

両町村には、歴史資源や文化資源、祭りとともに、自然に支えられた独自の文化を育んできました。また、あづま温泉や吾妻溪谷温泉郷、浅間隠温泉郷など温泉にも恵まれ、真に心と身体を癒せる場所としての魅力もあります。今後、まちの魅力を高めるためには、これらの資源を最大限に活用しながら、新町内の交流、さらには広域圏との交流を促進する必要があります。

(5) 安全で安心できる地域社会の形成

安全で安心な生活は、住民生活にとって基本となるものです。そこで、住民との連携のもと、災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりを推進する必要があります。

(6) 行財政改革の推進

少子高齢化の進展とともに、行政経費を負担する納税者の減少と行政サービスの受給者の増加による収支の不均衡が予想されるとともに、歳入の多くを依存している国からの地方交付税や補助金などが、減少したり削減されたりしています。

このため、これまで以上に財政運営の効率化が求められており、限られた財源を最大限有効活用する中で、行政サービスの維持向上に努めていく必要があります。

Ⅲ 主要指標の見通し

1 人口

(1) 人口

新町の人口は、減少傾向にあり、令和7年の人口は、約12,640人と想定され、平成12年の17,689人と比べて、5,049人の減少となります。

(2) 年齢別人口

出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢人口の増加が顕著となり、令和7年には5,269人と、構成比でも41.7%を占めることが想定されます。

年少人口、生産年齢人口については、減少傾向にあり、令和7年には、それぞれ1,281人、6,090人となるものと想定されます。

(3) 就業人口

就業人口については、女性の社会進出や高齢者の就業増加などが見込まれるものの、生産年齢人口が減少していることから、就業者数も減少傾向で推移するものと想定されます。

また、第1次産業就業人口、第2次産業就業人口、第3次産業就業人口についても、令和7年で、それぞれ855人、1,526人、3,724人に減少するものと想定されます。

2 世帯

世帯数については、核家族や単身世帯などの増加による世帯人員の減少により、令和7年には、5,238世帯となり、1世帯当たり人員は平成12年の3.22人から令和7年には2.41人に低下することが想定されます。

■主要指標の見通し

単位：人、%、世帯

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口		18,420	17,689	16,847	15,622	14,033	13,262	12,640
年齢別人口	年少人口(0～14歳)	2,979	2,520	2,131	1,716	1,325	1,078	1,281
	割合	16.2%	14.2%	12.6%	11.0%	9.4%	8.1%	10.1%
	生産年齢人口(15～64歳)	11,049	10,502	9,814	8,984	7,638	6,695	6,090
	割合	60.0%	59.4%	58.3%	57.5%	54.4%	50.5%	48.2%
	高齢人口(65歳以上)	4,392	4,667	4,901	4,917	5,070	5,489	5,269
	割合	23.8%	26.4%	29.1%	31.5%	36.1%	41.4%	41.7%
世帯数		5,319	5,489	5,581	5,519	5,235	5,584	5,238
1世帯当り人員		3.46	3.22	3.02	2.83	2.68	2.38	2.41
就業人口		9,643	9,080	8,711	7,644	7,119	6,406	6,105
就業率		52.4%	51.3%	51.7%	48.9%	50.7%	48.3%	48.3%
産業別	第1次産業就業人口	2,283	1,876	1,769	1,202	1,139	961	855
	割合	23.7%	20.7%	20.4%	15.8%	16.0%	15.0%	14.0%
	第2次産業就業人口	2,935	2,778	2,291	1,967	1,774	1,601	1,526
	割合	30.4%	30.6%	26.3%	25.8%	25.0%	25.0%	25.0%
	第3次産業就業人口	4,425	4,426	4,631	4,456	4,192	3,844	3,724
	割合	45.9%	48.7%	53.3%	58.4%	59.0%	60.0%	61.0%

*平成7年から平成27年までは、実績値(国勢調査)。

*令和2年については、実績値(令和3年1月1日現在 住民基本台帳)と推計値(就業人口関係)を含む。

*令和7年は推計値(東吾妻町長期人口ビジョン 平成28年3月策定等参照)。

IV 新町の基本方針

1 新町の将来像

『人と自然の息吹が未来を奏でる 笑顔あふれるまち』

新町は、群馬県北西部に位置し、箱島湧水や温川などの清流が流れ込む吾妻川が東西に流れ、榛名山や岩櫃山、浅間隠山などの大小の山々が点在する緑と渓谷そして水が美しい自然豊かな地域です。また、この清らかな水や澄んだ空気、さわやかな緑は、住んでいる人だけではなく、外から来る人にもやすらぎとうるおいをもたらし、この地域の伝統・文化を育んできました。

そこで本構想では、新町の将来像を『人と自然の息吹が未来を奏でる 笑顔あふれるまち』とします。

この将来像は、この地域の豊かな自然、清らかな水や高原の緑がもたらすやすらぎやうるおいが、快適で安全な住環境や活力ある産業と調和することにより、将来に向けて、新しい価値観による「人のためのまち」を創り出すことをめざしています。

「人と自然の息吹が未来を奏でる」は、次のことを表現しています。この地域の自然環境は、私たちの豊かな心と伝統・文化を育んできたかけがえのない財産であり、新町のまちづくりの基本となること。また、この豊かな自然が、私たちにやすらぎや温もり、うるおいを与えるだけではなく、私たちがこの自然を愛し、守り、誇り、この自然と共生することにより、自然と調和した住環境や産業基盤を創造する財産であること。さらに、この自然の恵みを、外から来る人や次世代にとっても財産となるように大切にしていくとともに、人や文化の交流により、この地域が未来に向けて発展することです。

「笑顔あふれるまち」は、こうした自然環境の豊かさ、自然と調和した住環境や活力ある産業の創造により、そこに住む人々の心を豊かにし、子どもから高齢者まで、元気で、笑顔で、住民一人ひとりの顔が見え、温もりを感じながら生活できる「人のためのまち」をめざすことを表現しています。さらに、これまでの「古き良き時代」「古き良きまち」から「新しき良き時代」「新しき良きまち」へと新しい価値観を付加し、愛着と誇りの持てる地域を創りあげていくことを表現しています。

2 新町の基本目標

新町は合併により行財政基盤の強化を図り、極力町民サービスが低下することのないよう努め、郡内をリードする中核的自治体として他の町村から目標とされるまちづくりを目指します。

(1) 安全で暮らしやすさが響くまち（社会基盤）

新町は、すべての住民が、安全で暮らしやすさを実感できるように、自然環境を保全し、社会基盤の整備・充実に努めます。

この地域の豊かな自然は、私たちの生活環境にうるおいを与えるのみでなく、各産業を結びつける大きな資源であり、次世代に引き継ぐべきかけがえのない財産であることを確認し、自然に優しい社会基盤の整備を図ります。

また、新町では、幹線道路網と生活道路の整備に努め、産業や観光、交通弱者や防災の面も考慮した道路整備を図ります。さらに、住民生活や地域間交流などの基盤となる公共交通体系の整備や高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を推進するとともに、住民が利用しやすい公共施設の整備を図ります。

一方、住民との連携のもと、災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

(2) 自然とうるおいがこだまする環境のまち（生活環境）

豊かな自然と共生しながら、うるおいのある生活環境の中で安心して暮らすことは、住民の日常生活の基本であり、共通の願いです。

そこで、名水や澄んだ空気、渓谷の緑、彩り豊かな花、ホテルなどの野生動物などとの共生を図り、快適な住環境づくりを進めます。また、地球環境の問題を意識した循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化・再利用・再資源化の促進や、環境保全・環境美化活動の強化を図ります。

(3) 大地の恵みで活力ある産業のまち（産業振興）

両町村では、こんにゃくや花卉、野菜、果樹、畜産など、豊富な種類の農業が産業の中心となっていますが、農業従事者の高齢化や農業後継者の減少、遊休荒廃地の増加などが進んでいます。

そこで、立地条件や特性を活かし、継続的な発展をめざす地域の産業づくりを育成します。そのために、観光資源を活かした取り組み、各産業を担う人材の育成や起業・新分野進出への支援、農業や観光を中心とした各産業間の連携の促進、情報通信網を活かした施策、都市との積極的な交流により、消費者と

の関係を深め、生産・流通において本物志向に対応できる産業基盤の整備などを図ります。

(4) 元気な声が響く笑顔あふれるまち（保健・医療・福祉）

少子高齢化・核家族化の進行、若者の流出により、一人暮らし高齢者世帯や夫婦のみ世帯が増加しています。さらに女性の社会進出が進む中、住民が健康で互いに助け合い、だれもが安心して暮らすことのできる環境づくりが大きな課題となっています。

これまで、両町村は保健・医療・福祉の分野では、住民と行政の協働により保健・医療・福祉の環境づくりを進めてきましたが、住民アンケート調査にもあるように、「健康福祉のまち」を目指すことは、住民の大きな願いとなっており、合併による現サービスの低下が懸念される中、より一層の保健・医療・福祉の充実、環境整備が望まれています。

そこで、新町は、すべての住民が健康で明るく暮らすことができることを基本とし、保健・医療・福祉の連携の強化と充実に努めるとともに、住民がともに支え合う福祉社会をめざします。

また、安心して子育てができるとともに、子どもたちがのびのびと育ち、また、高齢者が生きがいを持ち、さらに障害のある人もない人も、誰もが将来に希望を持って暮らすことのできる新町をめざします。

(5) 豊かな心を育む学びと文化のまち（教育・文化）

新町は、住民の誰もが心身ともに健康で、生きがいを持って暮らすために、生涯にわたり、自ら学び続けることのできる学習環境の整備を推進するとともに、未来を担う人材の育成として青少年の健全育成を通して、創造性豊かな人づくりを推進します。

また、地域社会の教育力低下が、子どもたちの社会性や地域に対する愛着心を低下させています。そこで、子どもたちの個性を伸ばし、豊かな心を育むとともに、全国・世界を舞台に活躍し、未来のまちを担う人づくりに向け、地域社会の教育力の再生を図り、家庭、地域、学校、行政が連携して一貫した人間性と個性を育む教育を推進します。

さらに、生涯学習や生涯スポーツは、学び楽しむ人々の心を豊かにします。そして活動の中で得られた学習やスポーツの体験は、まちづくりに還元され、活力あるまちづくりの財産となることにより、生涯学習や生涯スポーツの環境整備を推進します。

一方、地域間や世代間の交流・連携を促し、新町の一体化、地域のふれあい

や活気を創り出すために、イベントなどに積極的に取り組み、町全体の発展と地域間の格差是正を図り、地域内外の交流社会の実現を一層促進します。

(6) 住民が主役のみんなで創るまち（住民と行政の協働）

住民の一人ひとりが、誇りを持って、地域活動や交流事業に積極的に参画するケースがますます多くなっています。そこで、まちづくりの主役である住民の積極的な社会参加をさらに促進し、自己決定、自己責任のまちづくり活動を推進するとともに、あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の形成を目指します。また、住民に対する情報公開を積極的に行い、地域に開かれた住民参画による行政運営を一層進める必要があります。

さらに、国や地方の財政は今後ますます厳しくなり、新町においても厳しい財政運営が予想されますが、限られた予算を重点配分し、スリムで効果的な行政運営を住民とともに進めます。

3 新町の土地利用方針

新町の土地利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、農業的土地利用と自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。

V 新町の施策

1 施策の体系



2 安全で暮らしやすさが響くまち

(1) 人と自然環境に配慮した社会基盤整備

- ・社会基盤の整備については、開発と自然保護の均衡を保つために、土地利用計画の導入を推進し、効率的な土地利用に努めます。
- ・魅力的な景観形成のため、住民と協力して規制、誘導に努めます。
- ・幹線道路については、産業や観光、防災の面も考慮した整備・改良を促進します。
- ・生活道路については、誰もが安全に安心して通行でき、地域及び住民交流を促進する道路網整備と道路周辺の環境整備に努めます。
- ・公共交通機関については、交通手段を持たない住民にとって、重要な交通機関であると位置付け、整備充実に努め、利便性の向上を図ります。

主要施策	主要事業
・ 幹線道路の整備	・ 国道、県道の整備・改良の促進 ・ 上信自動車道の早期完成の促進
・ 生活道路の整備	・ 地域内連絡道路の整備 ・ 道路周辺の環境整備（歩道の確保、段差解消など） ・ 橋梁等の改修
・ 公共交通機関の整備	・ 町内循環バスの整備検討 ・ 路線バスの運行体系の充実 ・ JR 吾妻線駅周辺の整備
・ 計画的な土地利用	・ 土地利用計画の策定
・ 魅力的な景観形成	・ 規制、誘導策の整備

(2) 安全で安心して暮らせる環境整備

- ・防災については、河川改良、治山砂防に努めるとともに、総合的な消防・防災体制の確立及び強化、装備の充実を図ります。
- ・地域防災については、住民への防災・災害知識の普及、防災訓練などへの積極的参加を促進するとともに、自主防災組織など各種団体の育成と指導を行い、地区やコミュニティの防災意識、危機管理意識の高揚を図ります。
- ・頻発する交通事故、治安の悪化、複雑多様化する消費生活の様々なトラブルから住民を保護するために、所轄官庁や関係団体、家庭、地域が一体となって密接に連携し、社会情勢の変化に対応できる体制づくりや各種対策を積極的に推進します。

主要施策	主要事業
・ 消防・防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の再編強化、自主防災組織育成、広域消防との連携 ・ 消防施設、装備の整備充実 ・ 防災告知システムの整備 ・ 防災意識、危機管理意識の高揚 ・ 地域防災計画の策定 ・ 治山砂防対策 ・ 防災行政無線の整備充実
・ 交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教育、啓蒙活動の推進 ・ 交通安全施設の整備
・ 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯意識の高揚 ・ 地域防犯体制の充実 ・ 街灯の整備
・ 消費者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者学習、情報提供の充実

(3) だれでも使える情報化の推進

- ・ 情報通信基盤の整備については、住民が利便性の高い情報通信環境を享受できるように情報ネットワークの構築に努めます。
- ・ 情報ネットワークの活用については、新産業創出支援、都市部への情報発信、地域経済の活性化に取り組むとともに、双方向型の通信手段を活用した新しい行政サービスや福祉サービスの提供を図ります。
- ・ 新しい情報通信技術への対応については、地域間格差解消への支援に努めるとともに、誰もが使えるように、生涯学習の一環として、基礎的なパソコン教室の開催などを推進します。

主要施策	主要事業
・ 情報通信基盤の整備	・ 地域公共ネットワークの整備
・ 地域情報化の推進	・ 地域間格差の解消 ・ パソコン、インターネット教室等の推進 ・ 地域情報アドバイザーの育成

3 自然とうるおいがこだまする環境のまち

(1) 水と緑とうるおいの生活環境の整備

- ・自然環境の保全・整備については、素晴らしい自然を次世代に引き継ぐために、自然保護活動の支援等とともに、観光との連携を図り、他地域の人々にもこの自然が享受できるように努めます。
- ・農地や里山の保全については、住民と協力し、地域の特性を活かした自然に優しい取り組みを推進します。

主要施策	主要事業
・自然環境の保全・整備	・森林、水源の保全 ・花のまちづくり
・河川の保全整備	・水辺親水環境の整備
・自然保護活動の支援	・自然保護活動の支援 ・建築、開発行為に対する指導
・農地や里山の保全整備	・農地、里山の保全美化整備

(2) 地球環境を意識した循環型社会の推進

- ・循環型社会の推進に向けては、事業者や住民と協力して、ごみの発生抑制やリサイクルの推進に取り組むとともに、環境に負荷の少ないライフスタイルを推進します。
- ・環境問題については、一人ひとりにとって身近な生活環境から地球環境の保全といった大きな問題までをともに考え、新エネルギーの検討など行動するまちづくりに取り組みます。
- ・環境学習については、環境に関する幅広い情報を体系的に収集整備し、様々な場において積極的に推進します。
- ・環境美化の推進に向けては、環境保護に関する条例等の整備や環境保全・美化活動を担う人材の育成などにより、住民意識の高揚を図ります。

主要施策	主要事業
・ごみの減量化、 リサイクルの推進	・ごみの分別、リサイクル意識などの高揚 ・吾妻東部衛生施設組合との連携によるごみ 処理施設の整備 ・不法投棄対策の強化
・新エネルギー事業の推進	・新エネルギーの検討
・環境美化の推進	・環境美化運動の推進 ・環境保護に関する条例等の整備
・環境学習の推進	・環境ボランティア・グループの育成 ・環境データベースの構築

(3) やすらぎの住環境整備

- ・住宅整備では、多様化する就労形態や高度化する生活様式、若者やU・Iターン者のニーズに対応した良質な公営住宅の整備や宅地造成を促進します。
- ・良好な居住環境のために、公園、上水道、下水道及び合併浄化槽の整備に努めます。

主要施策	主要事業
・公営住宅の整備	・優良住宅団地の造成 ・町営住宅の整備促進
・公園、広場の整備	・公園、緑地の計画的整備
・上水道の安全安定供給	・水源の保全 ・水道施設の整備
・下水道などの整備の促進	・下水道整備計画の促進 ・農業集落排水事業の整備促進 ・合併処理浄化槽設置事業の整備促進

4 大地の恵みで活力ある産業のまち

(1) 人と自然がもてなす観光ネットワークの推進

- ・地域として著名な観光エリアの形成に向けて、潜在的な観光資源の発掘・活用に努めるとともに、ひとつひとつの魅力ある各地域の観光資源などを結びつけ、地元経済や人々の交流の活性化を促進します。
- ・まち全体の豊かな自然環境がもたらす「やすらぎ・癒し」のイメージの定着を促進するために、施策、イベントを展開し、対外的なイメージアップを図ります。
- ・特色ある観光地づくりのために、住民の積極的な協力を得ながら、まち全体でみんなが観光客を温かくもてなす、体験、滞在、反復型の観光を推進します。

主要施策	主要事業
・観光基盤の整備	・観光資源のネットワーク化、エリア形成 ・他産業との連携による観光資源の発掘、活用、開発支援 ・観光施設整備 ・体験型、滞在型、反復型観光の推進
・新町のイメージアップ	・観光イベントの開催
・観光情報の発信	・住民による観光案内人の育成 ・観光協会との連携促進

(2) 持続力を発揮する農林業の推進

- ・需要の高い農産物や特産物の振興や加工製品などによる独創的なブランド化を図ります。
- ・消費者と生産者の相互理解を深めるために、地元でとれた生産物を地元で消費する「地産地消」を推進し、食料に対する安全志向の高まりに対応できるように努めます。
- ・農業の新たな担い手の発掘に向け、工業、商業、観光との連携のもと、直売施設の充実、観光農園、体験農園、オーナー制度などの導入により、住民、都市部の人や農業に意欲のある人、退職者などの農業参加を促進します。
- ・林業については、森林の保全・整備による環境保全を推進するとともに、地元の木材の利用促進、林産特産物の創出に努めます。

主要施策	主要事業
・ 農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地流動化、集約化の促進、遊休農地の利活用 ・ 農業水利の整備 ・ 農業技術の向上、新技術研究・開発支援
・ 農業の担い手育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業従事者育成施策の推進 ・ 認定農業者の育成・支援 ・ 農業生産法人の活用支援 ・ 農地の整備
・ 都市と農村の体験型交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光農園、体験農園、農村公園の整備 ・ 都市部との契約栽培、オーナー制などの導入
・ 特産品づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産物加工製品などの地域ブランドの開発 ・ 地域農林業情報発信の支援・充実
・ 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物直売施設の整備・充実 ・ 学校給食における地元食材の利用拡大 ・ 食文化の創造
・ 森林整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元木材の利用促進 ・ 林道網の整備 ・ 里山の整備

(3) 地域特性を活かした産業振興

- ・地域経済の持続的な活性化のために、既存産業の発展と優良企業の誘致・立地を支援するとともに、地域特性を活かした商工業、農林業、観光による連携の強化を図ります。
- ・創業、新分野進出への支援については、国・県の支援制度などを活用しながら、各種セミナーや異業種交流イベントなどによる情報提供や人材育成を図ります。
- ・商工業の振興では、商工会などの関係機関、団体と連携を図り、地域の購買力流失対策を強化し、住民にとって魅力のあるサービスの開発に努めます。

主要施策	主要事業
・既存産業の活性化・連携 新産業の創出支援	・産業振興のための道路整備 ・地域産業のイベント支援 ・各種セミナー、異業種交流イベントの開催 ・優良企業の誘致・立地 ・工業団地、商業地の再開発
・商工業の振興	・魅力ある商店街づくり支援 ・地域購買力の流出防止 ・商工業振興補助制度、中小企業各種制度 資金などの充実

(4) 雇用の促進

- ・若者の雇用機会が増えるように、既存産業の活性化や企業立地を促進するとともに、若者がこの地でいきいきと働ける環境づくりに努めます。
- ・多くの雇用情報を享受できるように、関係機関と連携して雇用情報の収集、提供をするとともに、それを活用した就職活動、就労支援ができるよう雇用対策に取り組めます。

主要施策	主要事業
・雇用の場の確保促進	・既存産業の活性化 ・企業立地の促進・支援
・雇用情報の提供	・関係機関と連携した就職相談の推進、雇用情報の収集、提供 ・職場体験等の充実

5 元気な声が響く笑顔あふれるまち

(1) 地域で育む福祉体制の推進

- ・地域福祉サービスの向上のため、高齢者や障害者が身近な地域で多様なサービスが受けられるよう、既存福祉関連施設の役割、あり方を見直し、一人ひとりの気持ちや生き方を大切にサービスを提供に努めます。
- ・地域の福祉活動を推進するために、福祉活動を支える組織の育成や地域住民の共助の精神に基づくサービスを展開し、高齢者や障害者が地域住民の心の温かさを実感できるような地域の連携強化、思いやりや協調性の育成に努めます。

主要施策	主要事業
・福祉関連施設の充実	・福祉・介護施設の整備・連携
・高齢者福祉の充実 ・障害者福祉の充実 ・介護保険制度の充実 ・母子・父子福祉等の充実 ・児童福祉の充実	・生きがい対策の推進 ・社会参加への体制整備・支援 ・在宅介護サービスの充実 ・医療給付の充実 ・バリアフリー化の推進
・地域福祉活動の推進	・高齢者、障害者と子どもの交流促進 ・自立・復帰支援、相談・指導の充実 ・社会参加への体制整備・支援 ・ボランティアの育成と活動支援
・福祉関係基本計画の策定	・地域福祉計画の策定 ・高齢者保健福祉計画の策定 ・介護保険事業計画の策定 ・障害者福祉計画等の策定

(2) みんな現役の推進

- ・生涯現役社会をめざし、生活習慣病予防や高齢者の自立の重要性が高まる中、住民が主体的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進します。
- ・健康管理では、これまでの両町村の健康管理の取り組みによる成果を踏まえ、地域ぐるみで高齢者の自立や認知症予防の取り組みを推進するとともに、住民の健康管理に関わる目標を設定し、目標達成をめざした具体的な取り組みを指導・支援していきます。

主要施策	主要事業
・保健・予防対策の充実	・「健康基本計画」の策定 ・健康管理システムの整備 ・生活習慣病等予防活動の推進 ・歯科衛生活動の推進 ・人間ドックや各種健診の受診勧奨 ・健康教育、指導相談等の推進 ・母子・精神保健の充実

(3) 安心な保健・医療体制の推進

- ・ 地域医療体制の充実のために、町内の病院などとの連携で築き上げてきた医療と健康管理の体制を維持するとともに、地元の医療機関や高度医療機関とのより一層の連携強化を図ります。
- ・ 高齢者や身体の不自由で交通手段を持たない住民のために、病院や福祉施設への公共交通を確保し、医療サービスの地域格差の解消に努めます。

主要施策	主要事業
・ 地域医療体制の充実	・ 早期発見、早期治療の強化 ・ 町内の病院と高度医療機関との連携強化
・ 病院、福祉施設を結ぶ公共交通整備	・ 病院や福祉施設を結ぶ公共交通の整備
・ 医療サービスの地域格差の解消	・ 地域医療ネットワークの整備

(4) 子育てしやすい環境の整備

- ・子どもたちが素晴らしい環境の中で健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりを目指し、次世代育成支援対策推進計画に基づく各種事業を推進します。
- ・少子化の抑制と夫婦が安心して出産できる環境づくりのために、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法などの遵守を企業、事業所などに啓発し、出産、育児後の再就職の支援に努めるとともに、男性を含めた育児や家事、働き方の見直しを促進します。
- ・この地で生まれ、この地で育つ、未来を担う子どもたちを地域で育てるために、保育施設や子育て支援センターなどの整備、地域子育て支援機関・団体への援助や地域社会活動を促進します。

主要施策	主要事業
・子育て支援の充実	・安心して妊娠、出産できる環境整備 ・次世代育成支援対策推進法の企業、事業所への啓発 ・福祉医療制度の継続 ・子育て家庭への経済的支援の推進 ・地域子育て支援機関・団体への援助
・保育サービスの充実	・学童保育、子育て支援センターの整備 ・保育施設の整備 ・保育相談・指導の充実

6 豊かな心を育む学びと文化のまち

(1) まちぐるみ学びあいの推進

- ・生涯学習については、住民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、自由に学び、楽しみ、利用できる施設づくりを推進します。
- ・生涯学習の取り組みについては、施設の特性を生かし、地域の自然や歴史・文化から最先端の科学まで、一人ひとりの興味や関心に応じて、体系的に学習できるシステムづくりを進めるとともに、生徒と講師のやりがいや自主性を尊重した、ともに学び教えあう双方向型の講座づくりに努めます。
- ・社会教育、人権教育については、学校、家庭、地域の融合による充実を図るとともに、地域で多様な活動に参加、継続できるよう各種地域サークル活動の支援やボランティア活動の充実などを推進します。

主要施策	主要事業
・生涯学習施設の整備・活用	・生涯学習施設の整備充実 ・体育施設の整備
・生涯学習の推進	・生涯学習推進構想の策定 ・子どもと大人の世代間交流の推進 ・自然とのふれあい教育推進 ・スポーツイベントの開催 ・スポーツ指導員の育成
・人権尊重のまちづくり推進	・人権教育の充実
・青少年健全育成の推進	・学校、家庭、地域の連携強化

(2) 個性がきらめく学校教育の推進

- ・学校教育では、基礎的・基本的なことがわかる授業、自ら学ぶ意欲を引き出す授業、体験学習の充実とともに、家庭・地域社会との連携強化を図りながら、地域に開かれた学校づくりに向けて、学校施設の開放、学校の外部評価などを推進します。
- ・魅力ある学校づくりのために、教育環境向上のための学校施設・学習環境の整備、ソフトの充実・向上などに努めます。
- ・地域の未来を担う子どもたちが、高等教育機関へ進学する機会が増えるよう、育英制度などの整備に努めます。

主要施策	主要事業
・ 学校施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断、計画的な改修・整備 ・ 各校の情報ネットワーク化、ソフトの充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の充実 ・ 生きる力の養成、総合的な学習の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎学力の充実、少人数学習指導 ・ 情報教育、国際理解教育の充実 ・ 体験学習（農業、福祉、環境など）の充実 ・ 地域との連携交流、社会人講師の活用 ・ 豊かな心を育む教育の推進
・ 地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校開放 ・ 学校の外部評価、学校評議員制度の活用
・ 高等教育機関進学への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育英制度の整備

(3) 地域に誇りがもてる文化形成の推進

- ・心の豊かさが求められる時代になり、住民の文化・芸術への関心や郷土への関心が高まっています。このため、地域の文化・芸術への活動を推進するとともに、地域の伝統文化、伝統芸能の掘り起こしや地域の優れた文化・芸術に触れる機会の拡大を図ります。
- ・長い年月をかけて培ってきた地域の歴史・文化を、次世代に引き継ぐために、地域の特色ある貴重な文化財などを再評価し、適切な継承、保存、活用に努めます。

主要施策	主要事業
・文化・芸術活動の振興	・各種広報の作成 ・発表、交流の機会の充実 ・子どもの伝統・文化への参加促進 ・新しい文化・芸術の創出・発信
・文化財の保存・活用	・美術館、資料館等の整備 ・歴史、文化、芸術を守る専門職員の配置 ・歴史・文化の入門講座、資料情報等の提供

(4) 心が結ぶ交流の推進

- ・豊かな心を育て、自然と人が調和した「新しき良きまち」づくりに向けて、住民の積極的な交流や連携を促し、お互いにより良い触れ合いが持てる機会の拡大を図ります。
- ・人口流出による地域自治活動の維持が困難となってきた地域のため、特色ある地域活動などを支援します。
- ・新町の知名度が上がるように努め、この地域に誇りが持て、連帯感が醸成できるように、都市や国内外との交流による人材育成を図るとともに、新町のPRを推進します。

主要施策	主要事業
・地域の連携・交流の促進	・伝統的な祭りの継承、復活支援 ・地域自治活動の維持・支援 ・住民が一体となって参加できるイベントの開催
・他地域と連携・交流の促進	・県内市町村との連携・交流 ・国内外との姉妹都市提携・交流の推進
・新町のPR推進	・新町のシンボルの創造とPRの推進

7 住民が主役のみんなで創るまち

(1) 男女ともに力を発揮する社会の形成

- ・男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、個性と能力を充分発揮できる社会の構築に向けて、子育て支援と合わせ、男女の固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画を育む環境づくりに努めます。

主要施策	主要事業
・男女共同参画の推進	・男女共同参画を育む人権学習の推進 ・企業・事業所等への啓発活動の推進 ・子育て支援との連携 ・女性の政策・方針決定の場への登用支援

(2) 住民と行政の協働の推進

- ・住民と行政の協働を推進するために、ワークショップ手法の導入や政策評価システムの構築、NPOやボランティアの支援・協力など、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりに努めます。
- ・可能な限り政策形成の場への住民の参画を促し、施策に反映させるために、きめ細かい広報活動や広聴活動を行い、住民にわかりやすい積極的な情報公開を推進します。

主要施策	主要事業
・住民の行政参画	・ワークショップ等の検討 ・政策評価システムの構築 ・NPO やボランティア等との協働
・行政の情報公開推進	・情報通信を活用した広報活動の推進・充実 ・地区懇談会などの広聴活動拡充 ・庁内情報化の整備促進

(3) 行政の効率化の推進

- ・住民が行きたくなる役場づくりのために、住民ニーズを把握した施設の整備、窓口サービスの向上を図るとともに、健全財政運営に向けて事務処理の効率化などの行財政改革に努めます。

主要施策	主要事業
・行財政運営の効率化	・職員の資質向上、職員研修の充実 ・新町総合計画の策定 ・庁舎施設整備 ・電算システムの統合整備

VI 新町における群馬県事業の推進

新町の一体性の確保や均衡ある発展を図るため、群馬県との連携により、各種施策を積極的に展開し、速やかな一体性の確保を図り、将来像の実現を目指します。その中で、新町において群馬県が主体的に関わる次の事業の早期推進を要望します。

主な事業	事業概要
幹線道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(主) 渋川吾妻線改良整備 (奥田地区) ・国道 145 号線交通安全施設等整備事業 (岩下地区) ・(主) 中之条吾妻線改良工事 (川戸地区) ・(県) 下沢渡原町線改良工事 (原町地区～山田地区) ・(都) 原町駅南口線整備事業(街路事業) ・国道 145 号線の付替 (上信自動車道八ッ場バイパス区間 松谷地区～横壁地区) ・県道林吾妻線の新築 (岩下地区～林地区) ・県道川原畑大戸線の改築 (大戸地区～川原湯地区)
河川及び治山治水事業	<ul style="list-style-type: none"> ・吾妻川・中央橋下流域の護岸整備 (箱島地区) ・砂防事業 (吾妻町内一円) ・急傾斜事業 (吾妻町内一円) ・治山治水事業 (吾妻町内一円) ・治山治水事業 (東村内一円)
農業基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地帯総合整備事業 (小泉・泉沢地区) ・畑地帯総合整備事業 (植栗地区) ・広場貯水池改修事業 (岡崎)
農林道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと農道緊急整備事業 (広野地区) ・森林基幹道吾嬭山線 (下沢渡地区～入山地区)
その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電所の建設 (箱島地区) ・箱島湧水周辺整備 (箱島地区)

Ⅶ 公共施設の統合整備と適正配置

公共施設の統合整備については、効率的な整備と運営の観点から進めることとし、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、既存施設の有効利用、さらには財政事情を考慮しながら、推進していくことを基本とします。

また、有効利用ができない公共施設等については、除却等財産処分を進めます。このような取り組みも行いながら、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化し、より適正な配置に努めます。

VII 財政計画

1 前提条件

財政計画は、新しいまちとして歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、サービス水準の維持・向上、まちづくり計画の実行に必要な経費等を反映させて普通会計ベースで合併後10年間について作成しましたが、新町建設計画の延長に伴い令和7年度までの20年間としました。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

2 歳入

(1) 地方税

今後の経済状況、過去の実績と人口の推移等を踏まえ、現行の税制度を基本に推計しています。

(2) 地方譲与税

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(3) 地方消費税等交付金

過去の実績の推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(4) 地方交付税

国の削減方針等を考慮し、減額を見込んでいますが、合併による普通交付税上乗せ分、特別交付税措置分及び合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込んで推計しています。

(5) 分担金及び負担金

過去の実績の推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(6) 使用料及び手数料

過去の実績の推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(7) 国庫支出金

過去の実績の推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(8) 県支出金

過去の実績の推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(9) 繰入金・繰越金

過去の実績の推移を踏まえ、推計しています。

(10) 諸収入等

過去の実績の推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(11) 地方債

地方財源の不足等に対処するための地方債である臨時財政対策債などのほか、合併特例債や過疎対策事業債の起債分も見込んでいます。

3 歳 出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員数等の削減、退職者の補充抑制や組織再編による一般職職員の削減などを見込んで推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(3) 公債費

合併までの地方債に係る償還見込額に、新町における地方債、合併特例債の償還見込額を見込んで推計しています。

(4) 物件費

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(5) 維持補修費

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(6) 補助費等

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(7) 繰出金

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(8) 積立金

過去の実績推移を踏まえ、推計しています。

(9) 投資・出資・貸付金

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しています。

(10) 普通建設事業費

財政運営の健全性確保を前提に、新町建設計画に基づく事業費を見込むほか、経常的な普通建設事業費については財政状況を勘案し推計しています。

4 財政計画

(1) 歳入

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方税	1,850	2,037	2,004	1,895	1,882	1,945	1,909	1,937	1,944	1,961	1,933	1,915	1,912	1,907	1,882	1,915	1,917	1,915	1,907	1,907
地方譲与税	275	151	145	140	137	141	129	123	118	120	119	119	120	131	140	140	145	145	150	150
地方消費税等交付金	331	299	276	268	265	244	221	227	226	352	314	333	344	349	308	350	340	320	320	320
地方交付税	2,854	2,778	2,819	2,944	3,219	3,200	3,258	3,250	3,153	3,257	3,159	3,019	2,957	3,100	3,200	3,300	3,188	3,178	3,166	3,156
分担金及び負担金	157	141	140	140	139	144	168	142	135	190	156	169	77	75	10	10	10	10	10	10
使用料及び手数料	159	186	181	176	181	151	152	156	132	139	114	82	72	71	80	70	70	70	70	70
国庫支出金	1,498	460	472	1,299	1,025	620	366	647	544	432	457	426	377	444	2,350	600	450	450	450	450
県支出金	301	429	557	547	746	602	614	578	618	716	472	484	450	435	420	450	400	400	400	400
繰入金・繰越金	683	516	723	771	749	621	590	567	839	655	629	441	784	937	700	580	580	500	500	500
諸収入等	635	452	443	823	336	390	356	381	361	615	422	302	294	868	290	250	250	250	250	250
地方債	766	920	1,115	962	944	736	781	1,254	1,023	836	690	1,272	1,953	1,101	1,120	1,050	1,000	1,000	900	900
歳入合計	9,509	8,369	8,875	9,965	9,623	8,794	8,544	9,262	9,093	9,273	8,465	8,562	9,340	9,418	10,500	8,715	8,350	8,238	8,123	8,113

*平成18年度から令和元年度までの数値については地方財政状況調査(決算統計)の実績値、令和2年度からは推計値。

(2) 歳出

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
人件費	1,717	1,717	1,654	1,643	1,593	1,644	1,588	1,488	1,638	1,607	1,481	1,473	1,439	1,392	1,500	1,481	1,481	1,481	1,481	1,481	1,481
扶助費	404	439	467	487	638	679	669	663	733	783	877	767	775	784	800	792	784	776	768	761	
公債費	1,100	1,101	1,245	1,158	1,580	1,301	995	1,020	1,057	1,089	1,089	1,068	1,068	1,090	1,150	1,217	1,200	1,180	1,150	1,150	
物件費	911	917	898	1,003	981	1,010	982	1,050	1,080	1,095	1,133	963	1,052	1,010	1,100	1,067	1,056	1,045	1,035	1,025	
維持補修費	32	35	44	44	44	47	48	80	55	76	57	45	40	38	40	50	50	50	50	50	
補助費等	1,240	1,247	1,186	1,494	1,069	1,087	1,337	1,267	1,291	1,313	1,197	1,106	1,065	1,119	2,750	1,350	1,139	1,127	1,116	1,105	
繰出金	759	782	740	772	802	883	843	864	836	889	878	906	924	932	922	921	919	916	917	915	
積立金	742	312	346	536	557	423	805	830	288	681	354	223	229	576	240	250	200	250	250	250	
投資・出資金・貸付金	6	6	5	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
普通建設事業費	2,187	1,477	1,865	2,273	1,940	1,254	883	1,505	1,537	1,247	1,097	1,632	2,420	2,010	1,700	1,200	1,150	1,050	1,000	950	
歳出合計	9,098	8,033	8,450	9,413	9,206	8,329	8,151	8,767	8,515	8,780	8,163	8,183	9,012	8,951	10,202	8,328	7,979	7,875	7,767	7,687	

*平成18年度から令和元年度までの数値については地方財政状況調査(決算統計)の実績値、令和2年度からは推計値。

東村・吾妻町合併協議会事務局

〒377-0304 群馬県吾妻郡東村大字奥田 39-1
TEL:0279-59-3111 FAX:0279-59-3944

東吾妻町役場 企画課

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046
TEL:0279-68-2111 FAX:0279-68-4900